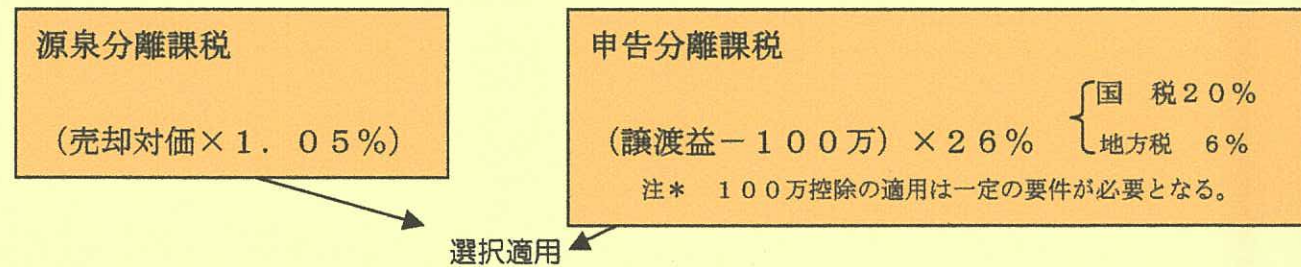




## 有価証券の譲渡が変わります

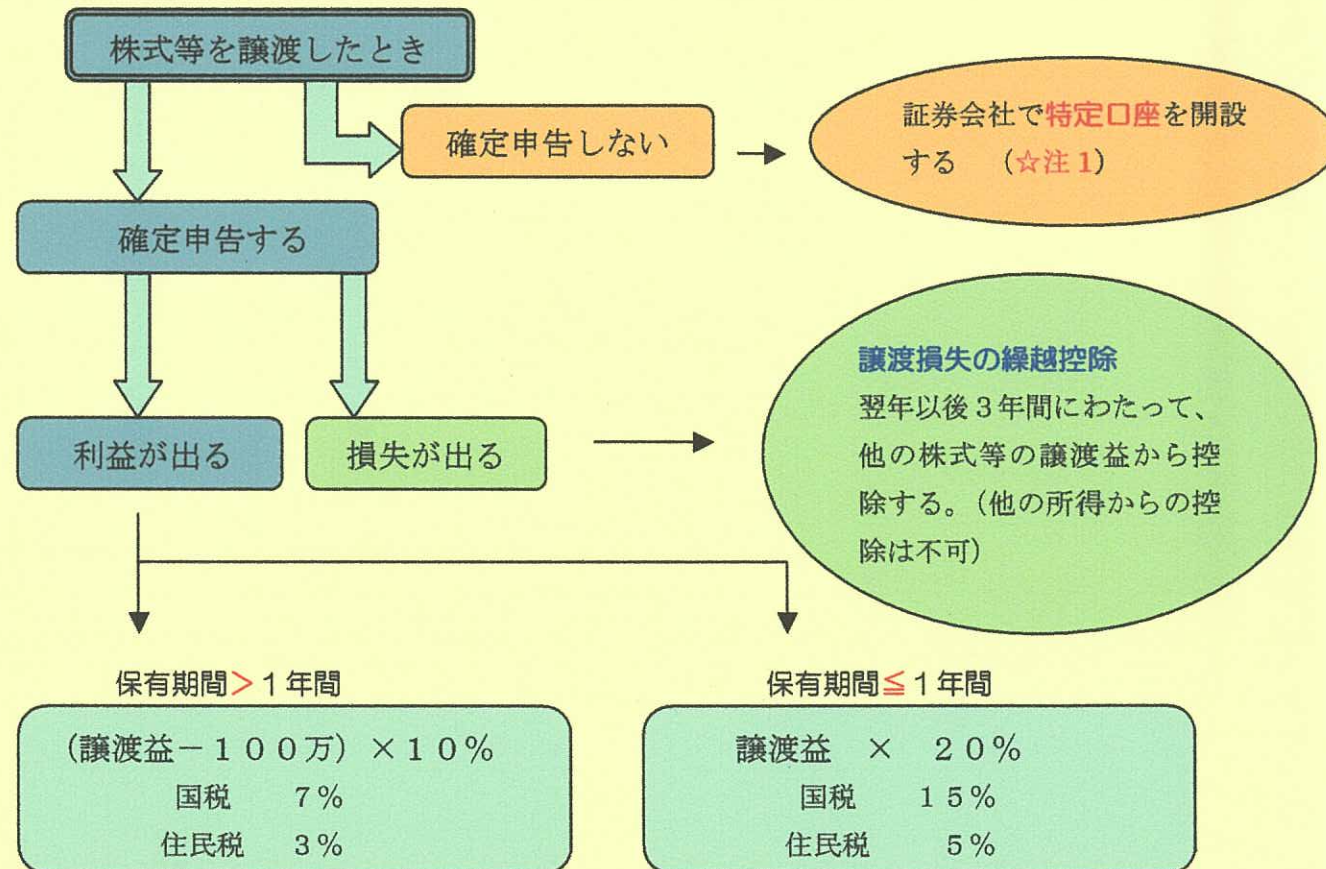
ご存知のように、平成15年1月1日以降に株式等卖了した場合に、原則として確定申告が必要となります。ただし、一定の要件を満たした場合にはいろいろの特例がありますので、下記の手順でチェックしてみてください。

### ● 平成14年末までに売却した場合



### ● 平成15年1月1日から売却した場合

源泉分離課税は廃止され、申告分離課税に一本化されます。その上、税率の引き下げや譲渡損失の繰越控除などの優遇規定が設けられていますので、ぜひ下記の手順に従って、チェックしてみてください。



### 💡 補足説明

#### ☆注1 特定口座と申告不要制度

平成15年1月1日以後、証券会社に特定口座を開設することによって、「年間取引報告書」がお客様に交付されることにより、簡易申告が可能になり、源泉徴収ありを選択すると確定申告不要になります。

特定口座に受け入れられる商品には条件があります。具体的な申込方法及び計算方法については、ご利用の証券会社にお問い合わせください。

ただし、100万円特別控除や10%の軽減税率の特例などの優遇措置を受けるためには確定申告が必要条件となります。

#### ☆ 緊急投資優遇措置

平成13年11月30日から平成14年12月31日までに購入した上場株式等を3年間以上保有した後譲渡した場合には、その譲渡をした上場株式等の購入金額の1,000万円までの部分に対する譲渡益は非課税となります。



「このままで年末賞与は払えるのだろうか?」、「これからの支払資金は足りるのだろうか?」 経営者にとって、売上が伸びないという悩みと同様に資金繰りも大きな悩みの一つです。

今回、「国民生活金融公庫」の方から私たちの事務所に**年末融資**を希望されているお客様を紹介してくださいという依頼がありましたので、ご案内させていただきます。

例えば **運転資金(返済期間5年以内) 年利率1.7%** など  
その他にもいろいろの制度融資が用意されておりますので、国民生活金融公庫からの借入が初めての方でも、私たちの事務所が窓口になりますので、お気軽に担当者にご相談ください。

### ◆ 国民生活金融公庫からの提案 ◆

また、希望される方が多い場合には、**集合説明会**を開催し、国民生活金融公庫の方に来ていただき、**その場で融資の決定**をしていただける場を設けたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。



資金繰りを一緒に考えませんか?

私たちの事務所は、皆様の経営上の悩みを一緒に考えていきたいという方針のもとに、その中で特に「**資金繰り**」について重点をおいてご提案させていただこうと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。